

問合せ先

役場住民課生活環境係 ☎574・2213

十勝管内の法律事務所がない17町村に弁護士が赴いて皆さんの相談を無料でお受けいたします。十勝管内在住の方はどなたでも、どの実施場所でも相談を受けることができます。

予約受付（予約優先）：釧路弁護士会帯広会館
TEL 0155-66-4877

※当日相談を担当する弁護士が利害関係を有するため、相談をお受けできない場合がありますので、ご了承ください。（利害関係の有無を確認するためにも、事前のご予約が便利です。）

令和3年度スケジュール						
《毎週火曜日 午後1時～午後4時》						
実施予定日	実施自治体	実施場所		実施予定日	実施自治体	実施場所
4月	6日	清水町	清水町役場 1階市民相談室 1	10月	秋のすずらん一斉相談	
	13日	池田町	池田町社会福祉センター			
	20日	中札内村	中札内村農村環境改善センター			
	27日	芽室町	芽室町役場			
5月	春のすずらん一斉相談			11月	2日	大樹町 大樹町役場 中会議室
	9日	幕別町	忠類コミュニティセンター 1階児童室 老人室			
	16日	陸別町	陸別町役場 第1会議室			
	23日	休み				
6月	1日	足寄町	足寄町消費生活相談所 相談室	12月	30日	清水町 清水町役場 1階市民相談室 1
	8日	浦幌町	浦幌町役場 1階相談室			
	15日	士幌町	士幌町コミュニティセンター 2階 多目的作業室			
	22日	陸別町	陸別町役場 第3会議室			
7月	29日	豊頃町	豊頃町役場 1階会議室	1月	7日	広尾町 広尾町コミュニティセンター 第2会議室・和室
	6日	大樹町	大樹町福祉センター			
	13日	鹿追町	鹿追町民ホール セミナーB室			
	20日	幕別町	幕別町民会館 1階和室×2 応接室			
8月	27日	更別村	更別村社会福祉センター	2月	14日	上士幌町 上士幌町山村開発センター 第3研修室
	3日	清水町	清水町役場 1階市民相談室 1			
	10日	上士幌町	上士幌町山村開発センター 第3研修室			
	17日	音更町	音更町総合福祉センター 研修室2 (2階)			
9月	24日	新得町	新得町役場 第1会議室	3月	21日	芽室町 芽室町役場
	31日	浦幌町	浦幌町役場 1階相談室			
	7日	幕別町	札内コミュニティプラザ 1階和室 会議室			
	14日	中札内村	中札内村役場			
9月	21日	広尾町	広尾町コミュニティセンター 第2会議室・和室	3月	28日	休み
	28日	池田町	池田町社会福祉センター			
	11日	鹿追町	鹿追町民ホール セミナーB室			
	18日	池田町	池田町社会福祉センター			
9月	25日	更別村	更別村社会福祉センター	3月	4日	休み
	1日	幕別町	札内コミュニティプラザ 1階和室 会議室			
	8日	士幌町	士幌町コミュニティセンター 2階 多目的作業室			
	15日	中札内村	中札内村役場			
9月	22日	音更町	木野コミュニティセンター サークル室4 (1階)	3月	11日	鹿追町 鹿追町民ホール セミナーB室
	1日	豊頃町	豊頃町役場 1階会議室			
	8日	新得町	新得町公民館			
	15日	浦幌町	浦幌町役場 1階相談室			
9月	22日	足寄町	足寄町消費生活相談所 相談室	3月	22日	足寄町 足寄町消費生活相談所 相談室
	29日	休み				

振替納付日等のお知らせ

期限内に納付できなかった場合は…

振替納付日等について

令和2年分の次の税目に係る納期限は次のとおりです。

税目	納付書		振替納税
	納付書	振替納税	
所得税及び復興特別所得税の確定申告	令和3年4月15日(木)	令和3年5月31日(月)	
個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告	令和3年4月15日(木)	令和3年5月24日(月)	

※確実に振替納付できるように、振替納付日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。申告・納付期限の延長に伴う振替納付日の変更により、所得税及び復興特別所得税の振替納付日が延納期限と同日(令和3年5月31日(月))となるため、確定申告書に延納届出額を記載した場合であっても、上記振替納付日に確定申告に基づき納付いただく税額の全額が引落されます。

期限内に納付できなかった場合は

期限内に納付できなかった場合や、振替口座の残高不足等で振替納税ができなかった場合には、延長後の納期限(令和3年4月15日(木))の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかります。
この場合、金融機関(日本銀行蔵入代理店)または、所轄の税務署の納税窓口で本税と延滞税を併せて納付していただくこととなります。
納付書は、税務署または所轄の税務署管内の金融機関に用意しています。金融機関に納付書がない場合には所轄の税務署にご連絡ください。なお、金融機関または税務署の納税窓口での納付以外に次の納付方法があります。

クレジットカード納付

「国税クレジットカードお支払サイト」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付できます。納税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は国の収入になるものではありません)。
詳しくは国税庁ホームページの「クレジットカード納付の手続」をご確認ください。

HP▷https://www.nta.go.jp/taxes/teisuzuki/shinsei/nofu-shomei/nofu/credit_nofu/index.htm

QRコードを利用したコンビニ納付
ご自宅などで、国税庁ホームページで提供する作成システム等から納付に必要な情報をQRコードとして作成(印刷)し、コンビニエンスストアで納付できます。※納付できる金額は30万円以下となります。
詳しくは、国税庁ホームページの「コンビニ納付(QRコード)」をご確認ください。

HP▷https://www.nta.go.jp/taxes/teisuzuki/shinsei/nofu/conveni_qr_nofu/index.htm

令和3年中における延滞税の割合は次のとおりです

- ①納期限の翌日から2か月を経過する日までは、年2・5%の割合
 - ②納期限の翌日から2か月を経過する日の翌日以降については、年8・8%の割合
- 具体的な延滞税の計算は、上記の①または②の期間ごとに計算します。
国税庁ホームページで簡単に計算することができます。
HP▷https://www.nta.go.jp/taxes/teisuzuki/shinsei/nofu/conveni_qr_nofu/index.htm

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。
所轄の税務署にお尋ねください。